

### (国外転出・転入継続利用)

# 委任状

私は、 (窓口に来る方の住所)

(窓口に来る方の氏名)

を代理人と定め、下記の事項に関する一切の権限を委任しました。

記

- ・住所異動届(国外転入届・国外転出届)と、  
それに伴うマイナンバーカード等の券面記載事項変更  
同一世帯員のみ手続き可能
- ・電子証明書の失効/発行 2

- 1 国外転出届・国外転入届の際に委任者のマイナンバーカード等の券面記載事項変更届を同時に行う場合は、上記の暗証番号記入欄にカードの「住民基本台帳用暗証番号(数字4桁)」を記載してください。  
記載された暗証番号が誤っていた場合は、手続きが行えませんのでご注意ください。
  - 2 この委任状をもって電子証明書の諸手続きを行うことができるは、同一世帯員が官公署発行の写真付証明書(日本の運転免許証、旅券、個人番号カード等)を持参して、国外転出・国外転入手続きとあわせて行う場合に限ります。また、記載された暗証番号が誤っていた場合は手続きが行えませんのでご注意ください。

この委任状は、代理人に暗証番号を知られることのないよう、必ず封緘した状態で代理人に渡してください。

(委任する方の住所)

(委任する方の氏名)

(署名)

(委任する方の電話番号)

( フリガナ )

(委任する方のメールアドレス)